

3. 設置形態

(1) 協議会の設置形態(表6)

協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、925か所(94.5%)となっている。

表6 要保護児童対策地域協議会の設置形態

(平成17年6月1日現在)

	協議会 設数・ 予定数	1つの市町村 に1つ設置		他の市町村 共同で設置		1つの市町 村に複数設 置		市町村の組 合に設置		その他		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	979	925	94.5	9	0.9	9	0.9	0	0.0	5	0.5	31	3.2	979	100.0	
都道府県	市・区 (30万以上)	42	39	92.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	7.1	42	100.0
	市・区 (10万～30万未満)	125	123	98.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.6	125	100.0
	市・区 (10万未満)	272	263	96.7	1	0.4	2	0.7	0	0.0	1	0.4	5	1.8	272	100.0
	町	462	428	92.6	7	1.5	5	1.1	0	0.0	4	0.9	18	3.9	462	100.0
	村	71	67	94.4	1	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	4.2	71	100.0
指 定 都 市	7	5	71.4	0	0.0	2	28.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0	

(2) ネットワークの設置形態(表7)

ネットワークの設置形態についても、協議会同様、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、625か所(91.1%)となっている。

表7 児童虐待防止ネットワークの設置形態

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク設置数・予定数*	1つの市町村に1つ設置		他の市町村共同で設置		1つの市町村に複数設置		市町村の組合に設置		その他		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	686	625	91.1	7	1.0	8	1.2	1	0.1	2	0.3	43	6.3	686	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	26	25	96.2	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	100.0
	市・区(10万~30万未満)	57	54	94.7	0	0.0	1	1.8	0	0.0	0	0.0	2	3.5	57	100.0
	市・区(10万未満)	166	153	92.2	1	0.6	3	1.8	1	0.6	0	0.0	8	4.8	166	100.0
	町	370	338	91.4	6	1.6	0	0.0	0	0.0	1	0.3	25	6.8	370	100.0
	村	60	51	85.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.7	8	13.3	60	100.0
指 定 都 市	7	4	57.1	0	0.0	3	42.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0	
(参考)平成16年度	1,243	1,172	94.3	39	3.1	15	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	

*全市町村から協議会設置済(111か所)、協議会設置予定(868か所)及びネットワークを設置しておらず協議会未設置(734か所)を除いたもの。(以下同じ。)

4. 設置の目的

(1) 協議会又はネットワークの設置目的(表8)

協議会又はネットワークの設置目的を「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」の3つに分けて調査したところ、「早期発見・早期対応」が1,529か所(91.8%)と最も多かった。「保護・支援」を目的としている市町村の割合は、平成16年度のネットワークの状況調査での66.5%から71.9%に増加していた。

さらに、1,108か所(66.5%)のネットワークは、「発生予防」から「早期発見・早期対応」、「保護・支援」まですべての目的を持っていた。

表8 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの目的 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	発生予防		早期発見・早期対応		保護・支援		(再掲) 先の全ての目的を含む		
		数	%	数	%	数	%	数	%	
全 体	1,665	1,379	82.8	1,529	91.8	1,197	71.9	1,108	66.5	
都道府県	市・区 (30万以上)	68	63	92.6	67	98.5	50	73.5	49	72.1
	市・区 (10万~30万未満)	182	172	94.5	175	96.2	150	82.4	144	79.1
	市・区 (10万未満)	438	372	84.9	413	94.3	326	74.4	307	70.1
	町	832	657	79.0	743	89.3	572	68.8	515	61.9
	村	131	103	78.6	118	90.1	87	66.4	82	62.6
指 定 都 市	14	12	85.7	13	92.9	12	85.7	11	78.6	
(参考) 平成16年度	1,243	1,095	88.1	1,197	96.3	827	66.5	762	61.3	

5. 児童虐待防止以外の業務分野

協議会又はネットワークの児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校」484か所(29.1%)、「非行対策」447か所(26.8%)、「配偶者からの暴力対策」422か所(25.3%)、「いじめ対策」415(24.9%)の順に多くなっている(表9)。

児童虐待以外の業務分野を併せ持つ市町村の割合は、「子育て環境づくり全般」を除いて平成16年度のネットワークの状況に関する調査結果よりも高くなっている。

表9 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークにおける児童虐待防止以外の業務分野《複数回答》

(平成17年6月1日現在)

	協議会・ネットワークの設置数・予定数	いじめ対策		障害児支援		左記以外の子ども の権利擁護		未熟児対応など保 健指導		非行対策		不登校		ひきこも り		左記を除く子育て 環境づくり全般		配偶者か らの暴力 対策		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全 体	1,665	415	24.9	399	24.0	311	18.7	282	16.9	447	26.8	484	29.1	409	24.6	402	24.1	422	25.3	
都道府県	市・区(30万以上)	68	6	8.8	11	16.2	11	16.2	6	8.8	9	13.2	10	14.7	5	7.4	14	20.6	10	14.7
	市・区(10万～30万未満)	182	36	19.8	45	24.7	35	19.2	31	17.0	47	25.8	51	28.0	42	23.1	42	23.1	48	26.4
	市・区(10万未満)	438	124	28.3	114	26.0	92	21.0	77	17.6	150	34.2	155	35.4	130	29.7	109	24.9	127	29.0
	町	832	204	24.5	189	22.7	144	17.3	145	17.4	196	23.6	221	26.6	191	23.0	200	24.0	200	24.0
	村	131	43	32.8	39	29.8	27	20.6	21	16.0	43	32.8	44	33.6	37	28.2	33	25.2	34	26.0
指 定 都 市	14	2	14.3	1	7.1	2	14.3	2	14.3	2	14.3	3	21.4	4	28.6	4	28.6	3	21.4	
(参考)平成16年度	1,243	284	22.8	241	19.4	212	17.1	193	15.5	256	20.6	285	22.9	216	17.4	369	29.7	269	21.6	

6. 関係機関等の状況

協議会又はネットワークについて、関係機関等がどの程度の率で参加しているかを示すと下記のとおりである。施設等の種類によっては、市町村域に存在しない場合もあり一概に高低をいうことはできない。現場の機関では教育委員会、保育所、児童相談所、小中学校、警察署の参加率が高かった。団体や専門職では民生・児童委員協議会や、社会福祉協議会、医師会、里親の参加率が高かった。(表10、図3)

表10 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関及び割合 《複数回答可》

(平成17年6月1日現在)

関係機関等	行政機関															医療機関・学校・福祉施設等															
	市区町村											国・都道府県				病院・診療所	保育所(地域子育て支援センター含)	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	児童館	児童自立支援施設・児童養護施設・情緒施設	児童家庭支援センター	障害児施設	配偶者暴力相談支援センター	その他の施設				
	児童福祉主管課	母子保健主管課	当()	統合課(児童福祉が主担当)	統合課(母子保健が主担当)	統合課(児童福祉・母子保健両方が担当)	障害福祉主管課	教育委員会	福祉事務所	家庭児童相談室	保健センター	その他の市区町村機関	児童相談所 ※1	保健所 ※2	福祉事務所													警察署	法務局	その他都道府県機関	
協議会又はネットワーク設置数・予定数	1665	971	815	257	60	313	587	1,409	474	520	652	248	1,374	998	580	1,301	196	113	678	1,406	1,060	1,330	1,283	156	339	271	62	110	42	98	
参加率(%)	58.3	48.9	15.4	3.6	18.8	35.3	84.6	28.5	31.2	39.2	14.9	82.5	59.9	34.8	78.1	11.8	6.8	40.7	84.4	63.7	79.9	75.9	9.4	20.4	16.3	3.7	6.6	2.5	5.9		
都道府県	市・区(30万以上)	68	62	54	2	2	3	29	66	49	30	38	29	65	16	3	65	22	11	30	51	52	46	43	14	17	40	4	14	6	9
	市・区(10万~30万未満)	182	166	137	7	2	3	83	165	103	109	99	63	174	141	23	164	46	27	70	145	135	134	126	31	46	56	10	18	9	20
	市・区(10万未満)	438	338	297	29	2	20	151	395	238	308	212	83	393	298	79	379	69	33	164	374	323	352	328	57	99	99	26	34	13	30
	町	832	361	291	184	43	232	269	669	66	62	280	56	646	485	416	599	49	29	343	716	502	678	650	47	160	66	19	35	13	33
	村	131	36	30	33	10	53	54	102	9	4	16	7	82	51	59	80	5	8	66	110	38	111	107	4	13	-	-	2	-	3
指定都市	14	8	6	2	1	2	1	12	9	7	7	10	14	7	-	14	5	5	5	10	10	9	9	3	4	10	3	7	1	3	
(参考)平成16年度(参加率)	57.0	49.7	17.0	6.0	18.3	34.0	89.6	35.2	34.0	48.9	18.3	79.3	54.8	38.1	73.2	7.6	8.5	35.0	87.6	61.5	79.9	73.9	6.1	20.5	17.1	1.5	6.0	-	8.3		

関係機関等	関係団体等																										
	民生委員等			社会福祉協議会	医師		歯科医師	保健師等		弁護士		里親		子どもの人権専門委員	保育士	社会福祉士	精神保健福祉士	心理専門職	教員	NPO団体	ボランティア	その他機関・団体	その他専門職	その他非専門職			
	民生・児童委員協議会	個人参加の主任児童委員	個人参加の民生・児童委員		医師会	個人参加の医師	歯科医師会	個人参加の歯科医師	看護協会	個人参加の保健師	弁護士会	個人参加の弁護士	里親会												里親		
協議会又はネットワーク設置数・予定数	1,354	292	205	681	778	102	223	21	33	78	104	68	25	627	61	65	10	6	48	84	109	43	320	68	30		
参加率(%)	81.3	17.5	12.3	40.9	46.7	6.1	13.4	1.3	2.0	4.7	6.2	4.1	1.5	37.7	3.7	3.9	0.6	0.4	2.9	5.0	6.5	2.6	19.2	4.1	1.8		
都道府県	市・区(30万以上)	68	63	10	9	34	63	9	24	2	4	4	22	16	4	26	7	2	2	1	5	5	14	1	33	6	2
	市・区(10万~30万未満)	182	160	21	18	81	145	12	41	-	3	4	30	18	3	56	12	3	1	7	6	22	3	53	11	5	
	市・区(10万未満)	438	371	66	42	180	298	20	75	5	15	19	26	22	8	156	20	16	3	2	18	17	41	8	103	22	11
	町	832	645	171	121	332	243	54	73	14	9	45	13	8	10	335	18	39	4	2	15	50	26	26	107	21	10
	村	131	102	24	15	48	16	6	4	-	2	6	5	3	-	49	2	5	-	-	3	6	1	5	17	5	1
指定都市	14	13	-	-	6	13	1	6	-	-	-	8	1	-	5	2	-	-	-	-	-	5	-	7	3	1	
(参考)平成16年度(参加率)	77.1	26.3	16.1	25.7	40.2	6.5	7.2	1.0	0.8	5.6	4.7	2.9	-	-	4.6	-	-	-	2.5	-	4.7	2.9	29.8	8.2	1.9		

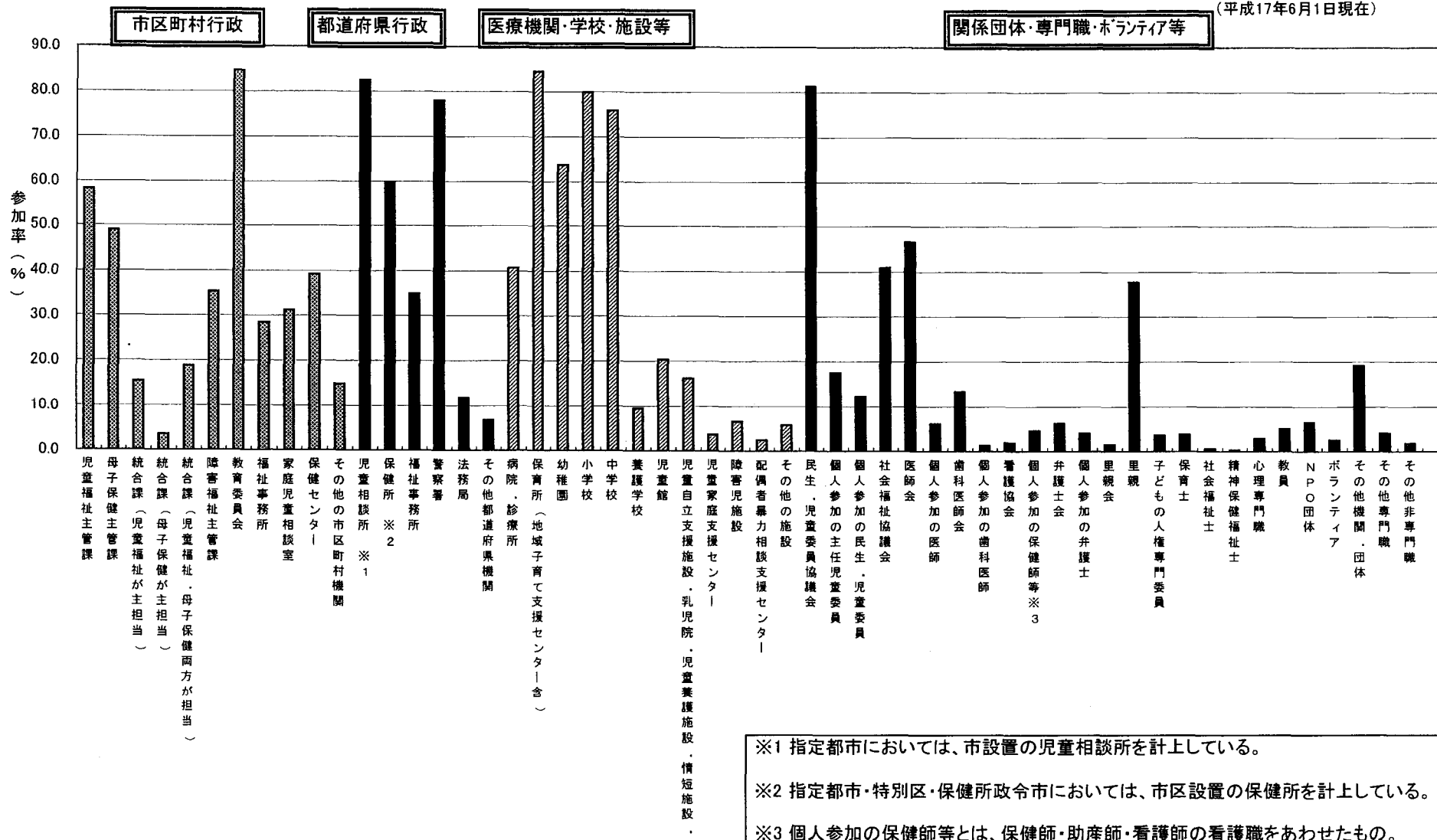
※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。

※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。

※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職をあわせたもの。

図3 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関等

(平成17年6月1日現在)



※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。
 ※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。
 ※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職をあわせたもの。

7. 中核機関

(1) 協議会の調整機関(表11)

児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の設置について調査したところ、「調整機関を設置済」が592か所(60.5%)であった。

調整機関は、児童福祉主管課、母子保健主管課、母子保健・児童福祉主管課が多く、福祉事務所もあった。

表11 要保護児童対策調整機関の指定状況

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数・予定数	調整機関を設置済		調整機関未定		調整機関未設置		無回答		合計		
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
全体	979	592	60.5	71	7.3	17	1.7	299	30.5	979	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	42	31	73.8	4	9.5	0	0.0	7	16.7	42	100.0
	市・区(10万～30万未満)	125	100	80.0	7	5.6	1	0.8	17	13.6	125	100.0
	市・区(10万未満)	272	174	64.0	18	6.6	5	1.8	75	27.6	272	100.0
	町	462	246	53.2	31	6.7	7	1.5	178	38.5	462	100.0
	村	71	35	49.3	11	15.5	4	5.6	21	29.6	71	100.0
指定都市	7	6	85.7	0	0.0	0	0.0	1	14.3	7	100.0	

(2) 調整機関におけるコーディネーターの配置状況(表12、13)

調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは474か所(48.4%)、非常勤職員を配置しているのは、86か所(8.8%)であった。

未配置の理由としては、兼務で対応している、財政上困難である、適任者がいない、が多かった。

協議会設置済みの市町村のうち調整機関に常勤職員のコーディネーターを配置しているのは69か所(62.2%)、非常勤職員を配置しているのは、18か所(16.2%)であった。

表12 要保護児童対策調整機関におけるコーディネーターの設置状況

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数・予定数	常勤職員設置		うち常勤・非常勤重複設置		非常勤職員設置		検討中・未定		設置していない		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%		
全体	979	474	48.4	32	3.3	86	8.8	57	5.8	257	26.3	137	14.0	979	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	42	24	57.1	5	11.9	7	16.7	4	9.5	6	14.3	6	14.3	42	100.0
	市・区(10万～30万未満)	125	79	63.2	10	8.0	17	13.6	5	4.0	24	19.2	10	8.0	125	100.0
	市・区(10万未満)	272	139	51.1	12	4.4	42	15.4	17	6.3	54	19.9	32	11.8	272	100.0
	町	462	203	43.9	4	0.9	18	3.9	23	5.0	143	31.0	79	17.1	462	100.0
	村	71	25	35.2	0	0.0	1	1.4	8	11.3	27	38.0	10	14.1	71	100.0
指定都市	7	4	57.1	1	14.3	1	14.3	0	0.0	3	42.9	0	0.0	7	100.0	

表13 要保護児童対策調整機関におけるコーディネーターの設置状況(協議会設置済市町村)

(平成17年6月1日現在)

	協議会設置数	常勤職員設置		うち常勤・非常勤重複設置		非常勤職員設置		検討中・未定		設置していない		無回答		合計		
		数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%		
全体	111	69	62.2	10	9.0	18	16.2	1	0.9	28	25.2	5	4.5	111	100.0	
都道府県	市・区(30万以上)	9	7	77.8	1	11.1	1	11.1	0	0.0	2	22.2	0	0.0	9	100.0
	市・区(10万～30万未満)	11	8	72.7	4	36.4	4	36.4	0	0.0	2	18.2	1	9.1	11	100.0
	市・区(10万未満)	31	22	71.0	5	16.1	7	22.6	0	0.0	7	22.6	0	0.0	31	100.0
	町	55	31	56.4	0	0.0	5	9.1	1	1.8	15	27.3	3	5.5	55	100.0
	村	4	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	2	50.0	1	25.0	4	100.0
指定都市	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	

(3) 協議会に課せられた守秘義務の効果 (表14)

協議会に課せられた守秘義務の効果については、「特に変化なし」が410か所(41.9%)、「機関間の情報提供・収集がしやすくなった」が363か所(37.1%)であった。

「さらに改善すべき点がある」と回答したのは49か所(5.0%)であり、具体的には、守秘義務について関係者に確実に理解してもらうこと、が多かった。

表14 要保護児童対策地域協議会に課せられた守秘義務の効果 《複数回答》 (平成17年6月1日現在)

		協議会設置 数・予定数	機関間の情報提供・ 収集がしやすくなっ た		特に変化なし		さらに改善 すべき点	
			数	数	%	数	%	数
全 体		979	363	37.1	410	41.9	49	5.0
都 道 府 県	市・区(30万以上)	42	23	54.8	8	19.0	3	7.1
	市・区(10万～30万未満)	125	66	52.8	41	32.8	12	9.6
	市・区(10万未満)	272	117	43.0	108	39.7	15	5.5
	町	462	141	30.5	215	46.5	12	2.6
	村	71	13	18.3	35	49.3	5	7.0
指 定 都 市		7	3	42.9	3	42.9	2	28.6

(4) ネットワークの中核機関(表15)

事務局業務を担う中核機関としての役割をもつ機関を調査したところ、児童福祉主管課が276か所(40.2%)と最も多く、次に、児童福祉・母子保健統合主管課(児童福祉が主担当)が多く、143(20.8%)であった。「その他の機関」では、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会が多かった。

表15 児童虐待防止ネットワークの中核機関

(平成17年6月1日現在)

	ネットワーク設置数・予定数	児童福祉主管課		母子保健主管課		児童福祉・母子保健統合主管課		児童福祉が主担当		母子保健が主担当		児童福祉・母子保健両方で担当		障害福祉主管課		児童相談所		
		数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
全 体	686	276	40.2	26	3.8	249	36.3	143	20.8	27	3.9	79	11.5	19	2.8	18	2.6	
都道府県	市・区(30万以上)	26	20	76.9	1	3.8	5	19.2	3	11.5	1	3.8	1	3.8	0	0.0	0	0.0
	市・区(10万~30万未満)	57	41	71.9	1	1.8	3	5.3	2	3.5	1	1.8	0	0.0	0	0.0	4	7.0
	市・区(10万未満)	166	94	56.6	6	3.6	20	12.0	11	6.6	2	1.2	7	4.2	2	1.2	3	1.8
	町	370	103	27.8	16	4.3	192	51.9	111	30.0	21	5.7	60	16.2	16	4.3	8	2.2
	村	60	16	26.7	2	3.3	28	46.7	16	26.7	2	3.3	10	16.7	1	1.7	0	0.0
指 定 都 市	7	2	28.6	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0	3	42.9	
(参考)平成16年度	1,243	508	40.9	73	5.9	421	33.9	247	19.9	65	5.2	109	8.8	47	3.8	65	5.2	

教育委員会		福祉事務所		福祉事務所 (家庭児童相談室)		保健センター		保健所		法務局		警察署		その他の機関		特定していない	
数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
35	5.1	25	3.6	36	5.2	23	3.4	6	0.9	1	0.1	6	0.9	36	5.2	9	1.3
0	0.0	0	0.0	2	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	3	11.5
1	1.8	1	1.8	5	8.8	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	12.3	0	0.0
7	4.2	18	10.8	23	13.9	5	3.0	1	0.6	0	0.0	1	0.6	9	5.4	1	0.6
23	6.2	3	0.8	5	1.4	15	4.1	4	1.1	1	0.3	5	1.4	15	4.1	4	1.1
4	6.7	1	1.7	0	0.0	2	3.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.3	1	1.7
0	0.0	2	28.6	1	14.3	0	0.0	1	14.3	0	0.0	0	0.0	2	28.6	0	0.0
73	5.9	59	4.7	80	6.4	42	3.4	9	0.7	0	0.0	8	0.6	103	8.3	4	0.3